

4月1日から 金属類の分別を開始

今回、新たに分別を開始するのは、**鉄、アルミ、銅、その他の金属**です。

〈収集の対象となる金属類の例〉

- ・お菓子の缶、缶詰の缶などでアルミ又はスチールのマークのない缶

- ・アルミホイル

- ・鍋、釜、フライパン

- ・金属くず

- ・金属製の調理器具

- ・包丁

- ・一斗缶



ご確認ください！

リサイクルできる 紙類の分別方法

分類	内容説明
①新聞紙	折り込みチラシを含みます。
②段ボール類	断面が波状になっていれば段ボールです。厚紙（分類は雑誌類）と一緒にしないでください。 ※防水加工されたものは除きます。 ※解体して出してください。
③紙パック	500ml以上の飲料用の紙パック（牛乳パックなど）は水洗いし、広げて乾燥させて出してください。 ※内側が銀色のものと500ml未満のものは「可燃ごみ」に出してください。 ※なるべくスーパーなどの店頭回収を利用してください。
④雑誌類	上記の①～③以外は、すべて雑誌類に分別してください。 具体例：書籍類（週刊誌・単行本・情報誌など）、コピー用紙、各種包み紙・包装紙、ティッシュ箱、紙封筒（窓枠などのセロハンはのける）など ※小さい紙などは使用済みの大きい紙封筒に入れて出してください。

※分類ごとにひもで「十字」にきつく結んでください。（できれば紙ひもを使用してください。）
※箱や袋に入れないでください。リサイクル機器に支障をきたします。
※ガムテープやストッキングで縛らないでください。リサイクルできなくなります。

※雨の日は、次の回収日に出してください。（雨に濡れるとリサイクルできません。）
※分類によって収集車が違います。既に収集されたと思われる物については、出さないでください。（後出しになり、収集できません。）

問い合わせ 役場生活環境課ごみ対策係 ☎985-4117